

選挙についてよくある質問にお答えします。

#### ■ 投票所入場整理券について

問：入場整理券を紛失したのですが、どうすればいいでしょうか？

答：入場整理券は、選挙があることをお知らせすることと、投票所（期日前投票所）で選挙人名簿の本人照合をスムーズに行うためのものです。

紛失した場合や、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、投票することができますので、投票所で受付に申し出てください。

問：入場整理券が1枚しか届きません。家族の分はどうなっていますか？

答：投票所入場整理券は、同一世帯6人までを1枚のハガキの内側に印刷しています。  
ハガキは圧着していますので、ゆっくりはがして開いてください。

#### ■ 期日前投票について

問：期日前投票とはどのようなものですか？

答：選挙日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭、レジャーなどの予定がある人が、選挙期日前に投票することができる制度です。

問：期日前投票の申し込みはどうすればいいですか？

答：公示日（告示日）の翌日から、期日前投票の受付を、市役所（各振興局）で行います。  
投票所で宣誓書に氏名、生年月日などを記入すれば、選挙日当日と同じように投票できます。

問：期日前投票は、どこでもできますか？

答：佐伯市で選挙権のある人は、市役所のほか各振興局のどこでも期日前投票をすることができます。

問：期日前投票は、入場整理券がないとできませんか？

答：入場整理券は、スムーズに受付をするためお配りしています。  
紛失した場合や届いていない場合などは投票所で受付に申し出てください。

投票を忘れずに！



次ページへ ↓

## ■ 不在者投票

問：病院に入院していますが、投票はできますか？

答：入院している病院（施設）が不在者投票の指定施設であれば、病院（施設）内で不在者投票ができます。病院（施設）の職員にお申し出ください。

問：仕事の都合で選挙期間中は県外にいます。佐伯に帰ることができません。佐伯市以外で投票はできますか？

答：仕事や旅行などで、選挙期間中、市外に滞在している人は、滞在先の市区町村の選管で不在者投票ができます。その場合、不在者投票請求書を佐伯市選管までご提出ください。用紙は、選管または各振興局に用意しています。また、選管のホームページからダウンロードすることもできます。

## ■ 郵便投票

問：郵便投票したいのですが、どのようにすればいいのでしょうか？

答：身体に重度の障がいがある人、戦傷病者、要介護認定が「要介護5」の人は、事前に登録すれば自宅で郵便による投票ができます。

郵便投票を行うためには、選管に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けたいので、投票用紙の請求を行ってください。なお、障がい等の程度によっては、認定されない場合もありますので、登録の際には事前にご相談ください。登録はいつでもできますので、希望する人はお早めに手続きを行ってください。

## ■ 投票所

問：投票日にはどこで投票すればいいのでしょうか？

答：投票日当日は指定の投票所以外では投票できません。入場整理券に指定の投票所名を記入していますので、そこで投票してください。

なお、各投票所で投票できる時間を入場整理券に印刷していますので、時間内に投票をお済ませください。

## ■ 投票用紙

問：投票用紙にはなにを書けばいいのでしょうか？

答：県知事選挙、県議会議員選挙ともに、候補者の氏名を記入してください。

ただし、投票日当日において県知事選挙は、記号式となりますので、投票したい候補者の欄に備え付けのスタンプを押してください。

問：どんな投票が無効になりますか？

答：候補者でない者の名前を書いた投票。2人以上の候補者名を書いた投票。記号、雑事などを書いた投票。誰に投票したか確認しがたい投票などは無効票として判断されます。

せっかくの投票が無効にならないように、ご注意ください。

《問い合わせ》

選挙管理委員会事務局（Tel 2 2 - 3 6 2 3）  
または各振興局地域振興課